

平成二十七年七月六日付け広島県報（定期）第五十二号に登載の広島県告示第四百三十六号（土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定）の一部を次のように訂正する。

環境県民局環境保全課長

ページ	行	誤	正
一	十五	六価クロム及びその化合物	六価クロム化合物
一	十九	六価クロム及びその化合物	六価クロム化合物
一	十九、二十	シアン化合物、四塩化炭素、水銀及びその化合物、	シアン化合物、水銀及びその化合物、
一	二十一	ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物